

## 4 大石美雪議員

- 1 泊原発のずさんな点検体制に疑問 危機管理意識の欠如が不良機器の放置に
- 2 高く払えない国保税「資産割」「平等割」「均等割」の廃止で安心して払える国保税に
- 3 平日の延長保育をなくし7時30分から18時を保育時間に 土曜日も半日から平日と同じ保育時間へ拡大し利用者ニーズに応えよ
- 4 岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（案）、岩内町水資源保全条例（案）と観光振興について
- 5 施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのか



### 1 泊原発のずさんな点検体制に疑問 危機管理意識の欠如が不良機器の放置に

日本共産党議員団を代表して一般質問をいたします。

2018年12月7日、北海道電力株式会社は泊発電所3号機における保安規定に定める運転上の制限逸脱についてとホームページに掲載された。

内容は11月9日、停止中の泊発電所3号機において点検していた非常用発電機について、試運転のため中央制御室から起動操作をおこなったところ起動しない事象が発生した。

原因調査の結果、非常用ディーゼル発電機の制御盤内にあるリレー端子台に接続された2本の端子のうち1本の端子に接続不良が認められた。

その期間が泊3号機で保安規定適用後、初めて発電機の待機要求が2基になった2009年2月16日から2018年11月9日までの9年間、取り付け不良状態で点検をパスしていたことになる。

再稼働を1日も早くと言う北電の姿勢に、再稼働の賛否を問わず原発の安全性に不安を持っている住民は、定期点検や定検作業への疑惑、事業者の危機感のなさに強い憤りを感じている。

こうした北電の安全に対する姿勢を、町として、再稼働賛成反対以前の問題として、どのように受け止めているのか。

また、北電に対しては安全管理へのあまりにもお粗末な姿勢、危機感のなさに抗議や申し入れをしたのか。

北電はこれまで1号機は17回、2号機は16回、3号機は2回と定期検査をおこなっている。3号機は2009年2月に非常用発電機が待機要求となり、第1回定期検査が2011年1月5日から2011年8月17日で作業日数225

日、作業人員1, 842人で検査をおこなっていることになる。

原発は2012年から停止中。北電は運転中は、常時非常用発電機2台を、停止中は1台を稼働可能にすると規定している。分解点検の期間は1台で何ヶ月を規定しているのか。停止後に稼働可能な1台が分解点検の時期はあったのか。あったとしたら、その期間など町として確認が必要と思うがいかがか。

2009年に、2009年2月に納入されたばかりのリレー端子が外れていること自体、納品の信頼性を欠き、納入業者として適正なのかが問われる事ですが、1・2号機が停止中1台は稼働可能にしていることになっている1・2号機でのこうしたミスは北電から聞いていないのか。

11月9日に中央制御室から起動操作をおこなったところ、起動しない事象が発生し、原因調査の結果、端子が導体から離れ、接続不良を確認したと報告されているが、リレー端子1本1本の接続を確認するように点検マニュアルは規定されているのではないのか。

定期検査での非常用発電機の検査方法や点検マニュアル、検査項目など、非常用発電機など作業員の月1回の点検では何を点検しているのか具体的に町は、北電から、北電などから、報告を受けているのか。

非常用発電機の起動検査は中央制御室から起動操作でおこなっているようだがリレー接続状況、目視確認など制御盤での目視はどの様におこなっていると聞いているのか。

点検は、ある項目をチェックしていくことです。検査とは、その上さらに合否の判定まで行うものです。点検した非常用発電機の安全確認は誰が行い、その検査の責任は誰が最終的にするのですか。今回ホームページでの逸脱報告では、北電そのものが事の重大さに気づいていないようだが、町としてそうした保安規定の逸脱をどの様に考え、町としてこうした逸脱にどの様な対応をするのか。

同社によると、制御盤に締付ビスで固定する端子2本のうち、1本が外れたまま業者から納入されたと推定。外れた端子は導体には接していたため通電状態だったが、11月9日の中央制御室から起動操作をおこなったところ、起動しない事象が発生し、原因調査の結果、端子が導体から離れ、非常用ディーゼル発電機が動かなかったという。

たまたま、今回は作業員が緩みを確認するため配線を引っ張った、固定していなかった端子が外れて不備が露呈したとことであれば定期検査や定検作業というものの信頼性は地に落ち、原発を動かすなどという以前の問題では無いのか、所見を伺う。

非常用発電機のメンテナンスをおこなっている会社のマニュアルでは、充電電圧の確認・調整、各部端子の締め付け確認、ヒューズ類の断線確認などや振動がかかる、制御に重要な個所は端子が緩んでいないことを確認するとある。あります。

最低こうしたマニュアルに基づき点検がおこなわれていないのであれば、期間をかけて何を点検しているのか。町として具体的に聞く必要があるのでは無いか。

非常用発電機は停電で外部からの電力供給が止まったときに、使用済み燃料プール、冷却水を循環させる重要な役割を持っている。泊1・2・3号機で使用済み燃料プールに使用済み燃料が981体ある。極めて重要な役割を持つ非常用発電機です。定期検査のあり方、点検のあり方、北電による周辺町村への報告のあり方など徹底した危機管理のあり方など、改めて総点検するなど町として求めるべきと思いますが所見を伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

泊原発のずさんな点検体制に疑問、危機管理意識の欠如が不良機器の放置について、9項目のご質問であります。

1項めは、北電の安全に対する姿勢を町として再稼働賛成反対以前の問題としてどのように受け止めているのか、また、北電に対しては安全管理へのあまりにもお粗末な姿勢、危機感のなさに抗議や申し入れをしたのか、についてであります。

泊発電所3号機における保安規定に定める運転上の制限の逸脱については、北海道電力が自ら定め、原子力規制委員会の認可を受けた泊発電所原子炉施設保安規定を逸脱していたものと北海道電力が見なし、12月7日に原子力規制委員会に報告したものであります。

原子力規制委員会による保安規定違反の判断は、現時点において、示されておりませんが、これまでも非常用ディーゼル発電機に関するトラブルが発生し、その都度、再発防止対策が講じられている中での、本事象の発生については、町として大変残念に思うところであり、町への報告時には、原子力事業者として本事象を重く受け止め、原因究明、再発防止策、さらに迅速な情報公開などを、強く求めたところであります。

2項めは、分解点検の期間は1台で何ヶ月を規定しているのか、停止後に稼働可能な1台が分解点検の時期はあったのか、あったとしたらその期間など町として確認が必要と思うがいかかがか、についてであります。

泊発電所に配備する非常用ディーゼル発電機の分解点検につきましては、1基当たり30日程度の期間で実施していると伺っており、泊発電所の各号機が停止中においても分解点検の時期はあり、その期間については、この度の泊発電所3号機の非常用ディーゼル発電機の保安規定に定める運転上の制限の逸脱の事象を受け、町として確認しております。

3項めは、1・2号機でのこうしたミスは北電から聞いていないのか、についてであります。

泊発電所1号機並びに2号機における、この度の泊発電所3号機の非常用ディーゼル発電機と同様の事象は、点検が終了し、問題がないと伺っております。

4項めは、リレー端子1本1本の接続を確認するように点検マニュアルでは規定されているのではないのか、定期検査での非常用発電機の検査方法や点検マニュアル、検査項目など、非常用発電機など作業員の月1回の点検では何を点検しているのか具体的に町は北電などから報告を受けているのか、についてであります。

北海道電力では、非常用ディーゼル発電機の制御盤製作時に、端子の接続後、端子穴に締付ビスが通っていることを含め、正規の接続状態になっていることを確認することとしており、納入後の定期検査時の点検においては、端子が製作時に正規の接続状態になっていることを前提に行われるため、リレー端子1本1本の接続を確認する手順とはなっておりませんが、リレー端子の健全性が維持されていることを、締付ビスの緩みが無いことで確認する手順としていると、伺っております。

また、分解点検の内容は、ディーゼル機関及び発電機の分解点検、付帯設備の点検、制御盤の点検等を行い、その後、技術基準に適合していることを確認する検査を実施し、月1回の点検では、非常用ディーゼル発電機が正常に起動

することを確認している、とのことであります。

なお、町として北海道電力から具体的に点検結果の報告は受けておりませんが、最終的な非常用ディーゼル発電機の健全性につきましては、事業者の責任において確認すべきものと認識をしております。

5項めは、非常用発電機の起動検査は中央制御室から起動操作で行われているようだがリレー接続状況、目視確認など制御盤での目視はどのようにおこなっていると聞いているのか、についてであります。

北海道電力では、納入時及びその後の定期検査では、リレー端子の締付ビスに緩みが無いことを触手にて確認を実施しておりますが、取付不良については気づくことができなかつたと、伺っております。

6項めは、点検した非常用発電機の安全確認は誰が行い、その検査の責任は誰が最終的にするのか、町としてこうした保安規定の逸脱をどのように考え、町としてこうした逸脱にどのような対応をするのか、についてであります。

北海道電力では、非常用ディーゼル発電機の安全確認の実施及びその検査については、事業者である北海道電力の責任において点検及び検査を行うものであり、点検においては、非常用ディーゼル発電設備の構成する設備ごとに保守主管課を定め、設備が機能維持した状態にあることを各保守主管課にて確認している、とのことであります。

町としてこうした保安規定の逸脱をどのように考え、どのように対応するのかにつきましては、北海道電力においては、本事象を重く受け止め、これから示される原子力規制委員会の判断や再発防止策などの指示に対し真摯に対応するよう、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書の当事者である北海道及び岩宇4町村と協議しながら取り進めてまいります。

7項めの、定期検査や定検作業というものの信頼性は地に落ち、原発を動かすなどという以前の問題では無いのか町の所見を伺うと、8項めの、期間をかけて何を点検しているのか、町として具体的に聞く必要があるのでは無いのか、につきましては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

北海道電力によると、泊発電所に配備する非常用ディーゼル発電機の制御盤については、ディーゼル機関の振動が制御盤に伝わる事が無いよう、制御盤をディーゼル機関とは別の部屋に設置し、振動については十分な配慮をおこなっており、さらに、制御盤の点検時においても、重要な箇所の端子が緩んでいることが無いか、確認をしているとのことであります。

また、各部端子の締め付け確認及び緩みの確認については、触手確認を実施しているところでありますが、触手確認の目的は、締付ビスの緩みの有無に着目した点検であり、取付不良に気づくことができなかつたと、とのことであります。

本件につきましては、現在、原子力規制委員会において保安規定違反の判断を審議中でありますので、町としては、北海道電力に対し、本事象を重く受け止め、これから示される原子力規制委員会の指示に対し真摯に対応するとともに、速やかな情報提供と発信を求めてまいります。

9項めは、定期検査のあり方、点検のあり方、北電による周辺町村への報告のあり方など徹底した危機管理のあり方など、改めて総点検するなど町として求めるべきと思いますが所見を伺う、についてであります。

原子力発電所においては、いかなる事情があれども、安全性が全てに優先するものと考えております。

このため、定期検査や点検の適正な実施による不断の努力が原子力発電所の安全・安定運転に繋がるものであり、原子力規制委員会による本件の調査結果等を踏まえながら、事業者である北海道電力に対し、真摯な対応と、是正措置、予防措置、再発防止策の報告など、速やかな情報公開に努めるよう、北海道や関係町村と連携しながら求めてまいります。

## < 再 質 問 >

1つ、町は定検や点検の適正な実施による不断の努力が原発の安全・安定、安定運転に繋がるとしてはいますが、北電は非常用発電機で従業員の月1回の点検でリレー端子・締め付けビスなど正規の接続状態になっていることを確認しているとしたが、実際には確認されていないことから逸脱が起きています。

また、納入後の点検でも正規の接続状態になっていることを前提にしているとは、あまりにもお粗末な定検・点検ではないのか。

町はこうしたことに、住民の立場から憤りを感じていないのですか。

大変残念とは何が残念なのか。

非常用発電機の点検が、30日程度の期間とはどういう点検なのか。

リレー端子1本1本の接続を確認していないとしたが、これではずさんな点検であり、停止中の3号機では、1台の非常用発電機が、保安規定にさらして、全く動かない期間があったということですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

泊原発のずさんな点検体制に疑問、危機管理意識の欠如が不良機器の放置に、  
について、4項目のご質問であります。

1項めの、北電のあまりにもおそまつな定検、点検ではないのか、町は住民  
の立場から、憤りを感じてないのか、と、2項めの大変残念とは何が残念なの  
か、につきましては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

定検・点検につきましては、事業者の責任において必要な措置が講じられて  
いるものと認識しておりましたが、この度の事象につきましては、原子力規制  
委員会による保安規定違反の判断は、現時点において、示されておりませんが、  
これまでも非常用ディーゼル発電機に関するトラブルが発生し、その都度、再  
発防止対策が講じられている中での、発生であり、町として大変残念に思うと  
ころであります。

3項めは、非常用発電機の定検が、30日程度の期間とは、どういう点検な  
のか、についてであります。

泊発電所に配備する非常用ディーゼル発電機の分解点検につきましては、デ  
ィーゼル機関及び発電機の分解点検、付帯設備の点検、制御盤の点検等を行い、  
その後、技術基準に適合していることを確認する検査を実施するものと北海道  
電力より伺っております。

4項めは、停止中の3号機では、1台の非常用発電機が保安規定に照らして、  
全く動かない期間があったという事か、についてであります。

この度の泊発電所3号機の非常用ディーゼル発電機の保安規定に定める運転  
上の制限の逸脱の事象を受け、町として北海道電力より報告を受けております  
が、本件につきましては、現在、原子力規制委員会において保安規定違反の判  
断を審議中でありますので、全く動かなかつた期間があったかについてはお答  
え出来ません。

## < 再々質問 >

1つ、泊原発についてですけれども、運転上の制限逸脱事象で特に多く発生している系統はBWR、PWR共通で非常用ディーゼル発電機です。

2000年の法律改正以前から、運転上の逸脱の対象設備であると日本原子力技術協会の幅聡氏に指摘されています。指摘されているにも関わらず、非常用発電機に関するトラブルが何度も発生し、町として大変残念に思うとの答弁は、原発賛成反対を問わず率直な町の思いです。

原発の安全管理ができない、危機管理もできない原発の再稼働は論外です。

安全を保ってない危険な原発は廃炉にすべきと思うがいかがですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

泊原発のずさんな点検体制に疑問、危機管理意識の欠如が不良機器の放置に、  
についてのご質問であります。

安全を保てない危険な原発は廃炉にすべきと思うがいかがか、についてであります。

本件につきましては、町として北海道電力より報告を受けておりますが、現在、原子力規制委員会において保安規定違反の判断を審議中でありますので、これから示される原子力規制委員会の判断や、再発防止策などの指示に対し、事業者として真摯に対応するよう引き続き求めてまいります。

## 2 高く払えない国保税 「資産割」「平等割」「均等割」の廃止で安心して払える国保税に

岩内町国民健康保険税の収納率は、全道の町村、広域連合123保険者のうち、低位で国民健康保険の安定的な運営には、負担の公平性や公正性を維持するため収納率の向上は喫緊の課題。また、現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方々が54%と過半数を占める状況から国保税の軽減判定における申告書の未提出。年度末に国保税を納め忘れていた方々への滞納整理期間が短いことから、納期を10期から7期に短縮し、収納率の向上を図っていますが、直近の全道町村広域連合123保険者の中で収納率は改善されたのか。

現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方の割合は。

国保税の軽減判定を受けている世帯の推移は。

岩内町の住民は2017年5月現在で13,059人、国保加入者2,779人、その割合は21.28%としていましたが平成30年度の加入者数と割合は。国保加入者数の推移は。

短期保険証の発行や資格証明書の発行はおこなわれているのか。

また、その数はどのように推移しているのか。

国保加入世帯主の職業別構成割合は、厚労省保険局国民健康保険実態調査報告各年度版を見ると1965年、農林水産業42.1%、自営業25.4%、被用者19.5%、無職6.6%、その他6.4%と農林水産業と自営業で67.5%を占め、被用者19.5%でしたが、2016年度では農林水産業2.3%、自営業15.0%、被用者34%、無職43.9%で農林水産業と自営業で17.3%、被用者と無職で77.9%に逆転しています。

国保事業を支えている農林水産業・自営業は67.5%から17.3%に、被用者や無職が19.5%から77.9%へと国保を支えている構成が50年で大激変しています。

岩内町の国保加入世帯主の職業構成別割合は、どのようになっているのか。

また、2017年6月定例会では職業の割合は把握してないとしていますが、国保税収、国保税収納率を上げるための制度とするときに、実態を知ることが大切と思われかもしれませんがいかがですか。

市町村国保の保険料は、1985年43,345円から2016年94,140円と2.17倍に保険料があがり、加入世帯の平均所得は1985年186万8千円から138万8千円と48万円も下がっています。

岩内町の被保険者1人当たりの保険税は。また、加入世帯の平均所得は30年前と比較してどのように推移しているのか。

国保財政が厳しく、住民の負担が重い根本的な原因は、国庫負担が引き下げられたことによります。1983年には53.23%であった岩内町の国庫負担の割合は2016年には15.97%へ激減していると報告しています。

今まで元気に国保税を支えてきた農林水産業が衰退し、支える構成が国民年金者や無職の方に。加入世帯の平均所得も50万円近く減り、その反対に保険税は5万円も多くなる。これでは、高い保険税や収入の減少から払いたくても払えない国保税になり、滞納世帯が出てくるのも必然では無いのか所見を伺う。

全国知事会は国保税を、協会けんぽの保険料並みに引き下げるために国保の定率国庫負担の増額を求めています。岩内町は全国知事会、全国市長会、全国町村会などと同じく国庫負担の増額を求めていますか。町の対応は。

国保税が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割・平等割という保険料算定です。

被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて、計算するので、家族の人数が保険料に影響することはありません。

ところが、国保税は、所得に保険料率をかける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して、算定しています。算定されます。そのうち、資産割・平等割は、自治体の判断で導入しないことも可能です。

協会けんぽなどの被用者保険で所得300万円・4人世帯の保険料と国民健康保険で所得300万円・自営業・4人世帯と比較した場合の保険税の推計はいくらになるのか。

所得割、資産割、均等割、平等割の課税4方式のうち資産割の廃止を求めます。

資産割については、固定資産税との2重課税と指摘されてきました。

資産割は土地所有の年金生活者などにとっては重く、しかも、2重課税となっていることから資産割廃止は当然です。

しかし、資産割廃止に乗じて所得割、均等割、平等割への負担転嫁は道理がありません。自治体独自の軽減で高い国保税の引き下げを行うべきでは無いか。

岩内町でも、資産割・平等割・均等割を収納率の向上や、加入世帯の保険税の軽減に資するため4方式から外し、高い保険税を安くするべきでは無いか。

子どもが多いほど国保税は引き上がる均等割には、子育て支援に逆行しているという批判の声があがり、全国知事会などの地方団体からも、均等割見直しの要求が出されています。

人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代に作られた税制で、人類史上もっとも原始的で過酷な税とされています。

国保税が低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。これを廃止し、逆進的な負担をなくして所得に応じた保険税にするべきでは無いか。

旭川市などが子どもの均等割の独自軽減に足を踏み出しました。

18歳以下の被保険者の均等割を免除するなどの支援は、子どもが多い世帯ほど高くなる国保税の課税方式のなかで、子育て支援にもなります。

厚生労働省は、都道府県化実施後も、一般会計の繰入は自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しています。

厚生労働省のこうした判断を町として確認していますか。

住民の健康と暮らしを守るうえで、国民皆保険制度の最重要な柱である国民健康保険制度の持続性を確保するうえでも、社会の公平・公正という面からも、避けて通れない課題です。

均等割を外して、協会けんぽの保険料並みは、現在の国保税が半減する保険税です。町としても均等割の独自軽減を進めることが子育て支援でもあり、資産割・平等割を4方式から外し、高く払えない保険税を支える保険税にすることはありませんか。所見を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

高く払えない国保税、資産割・平等割・均等割の廃止で安心して払える国保税について15項目のご質問であります。

1項めは、直近の全道町村広域連合123保険者の中で、収納率は改善されたのか、についてであります。

本町における国保税の収納率は、平成29年度現年度課税分が90.22%で、全道町村広域連合123保険者中、最下位ではありましたが、これまで80%台だった収納率が90%台になったところであります。

2項めは、現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方の割合は、についてであります。

平成30年12月12日現在での現年度課税分における新規滞納者は157人であり、そのうち、世帯所得金額100万円未満の方の割合は、59.87%となっております。

3項めは、国保税の軽減判定を受けている世帯の推移は、についてであります。

国保税の軽減判定を受けている過去5年間の世帯数の推移は、平成26年度は1,329世帯、平成27年度1,315世帯、平成28年度1,263世帯、平成29年度1,190世帯、平成30年度1,238世帯と年度により変動はありますが、国保加入世帯数の割合の比率は年々高くなっており、今後の経済状況にもよりますが、軽減判定を受ける世帯数の割合は増えるものと考えております。

4項めは、平成30年度の加入者数と割合、国保加入者数の推移は、についてであります。

平成30年11月末現在における加入者数は2,476人で、割合は19.59%であります。

また、加入者数の推移は、平成27年度は3,114人、平成28年度は2,886人、平成29年度は2,720人と、人口減少に加え、平成28年10月施行の社会保険制度改正により、短時間労働者への社会保険加入の適用拡大や、各種事業所における社会保険等未加入対策の強化に伴い、国保加入者の減少傾向は続くものと考えております。

5項めは、短期保険証の発行や資格証明書の発行は行われているのか、また、その数はどのように推移しているのか、についてであります。

短期被保険者証や資格証明書の交付については、町独自で交付基準を定め、納税折衝の取れない滞納者に対し、窓口への来庁を促す手段としておこなっているもので、短期被保険者証については、平成27年度は115世帯、平成28年度は48世帯、平成29年度は79世帯、資格証明書については、これまで交付したことはありません。

6項めは、町の国保加入世帯主の職業構成別割合はどのようになっているのか、また、2017年6月定例会では職業の割合は把握していないとしているが、国保税収納率を上げるための制度とするときに実態を知ることが大切と思われるがいかがですか、についてであります。

税の申告では、納税義務者の所得については、給与所得、営業所得などの区別はしているものの、当該納税義務者の職業までは申告の情報から特定できないものとなっております。

また、厚生労働省が毎年実施している国民健康保険実態調査は、被保険者数が1万人未満であれば50人に1人の割合で抽出することと要綱で定められ、岩内町の国保加入者34名の状況を国に報告しております。

その内訳は、農林水産業0人、自営業1人、被用者17人、無職15人、不詳1人となっております。

こうした、世帯主の職業区分や滞納している世帯状況などの情報を集約・連動しながら、引き続き国保税の収納率の向上に努めてまいります。

7項めは、岩内町の被保険者1人当たりの保険税は、また、加入世帯の平均所得は30年前と比較してどのように推移しているのか、についてであります。

平成30年度における岩内町の1人あたりの国保税は、8万4,851円であります。

なお、30年前の加入世帯の平均所得につきましては、当該数値を算出するために必要な調査結果が現存しないことから、比較できない状況であります。

8項めは、高い保険税や収入の減少から払いたくても払えない国保税になり、滞納世帯が出てくるのも必然ではないのか、その所見についてであります。

岩内町を含む全国の国民健康保険は被保険者が減少する中、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いことから、今後の医療費の増加に対応するため、国庫負担割合の引き上げが求められております。

このためには、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化が必要であることから、国の責任において実効ある措置を講じるよう、国に要望しております。

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担のあり方などが検討されていると承知しているところであります。

9項めは、全国知事会は国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、国保の定率国庫負担の増額を求めているが、岩内町は全国知事会、全国市長会、全国町村会などと同じく国庫負担の増額を求めていますか、町の対応は、についてであります。

国の公費負担につきましては、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険を持続可能な制度とするため、全国町村会や全国市長会、全国知事会の地方三団体と国との協議で確約された、毎年3,400億円の国費の投入を最低条件とし、さらに、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤を確立するため、国が責任を持って財源を確保することを強く求めており、町としても引き続き北海道町村会を通じ、全国町村会に対し国庫負担の更なる拡充を求めてまいります。

10項めは、協会けんぽなどの被用者保険で所得300万円、30歳代の夫婦と子ども2人の保険料と、国民健康保険で同じ所得、家族構成を比較した場合の保険税の推計はいくらになるのか、についてであります。

ご質問にあります家族構成で、協会けんぽの北海道版健康保険・厚生年金保険の保険料額表を参考に計算しますと、概算で年額22万1,400円を被保険者が負担することになり、岩内町の国民健康保険税では、年額43万4,600円となります。

11項めは、所得割、資産割、均等割、平等割の課税4方式のうち、資産割の廃止を求め、自治体独自の軽減で高い保険税の引き下げを行うべきではないのか、についてと、12項めの資産割・平等割・均等割を収納率の向上や、加

入世帯の保険税の軽減に資するため、4方式から外し、高い保険税を安くするべきではないのか、及び13項めの、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割を廃止し、逆進的な負担をなくして所得に応じた保険税にすべきではないのか、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

国民健康保険料及び国民健康保険税の算定につきましては、国民健康保険法及び地方税法の定めにより、すべての加入者に均等割と所得割を課すこととされております。

均等割に関しては、町村会や市長会、知事会と連携し、子どもに係る均等割保険料及び税を軽減するための支援制度の創設を要望しており、こうした制度のあり方については、国が設置しております国保基盤強化協議会や社会保障審議会などで議論、検討がなされていくものと考えております。

また、平等割と資産割は、自治体の判断で課することができるかとされており、平等割については、道内全ての保険者が賦課しており、資産割は、かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保加入者の中心だったことから、資産割を課する4方式を採用する自治体が多数でありました。

しかしながら、昨今の国保加入者の状況を踏まえ、また北海道の示す標準保険料率は、資産割を除く3方式であるため資産割を除く保険者も増えてきております。

そうした観点では、今後、資産割を除く3方式も含め、地域の実情に合った税率改正を検討していかなければならないものと考えております。

14項めは、厚生労働省は、都道府県化実施後も、一般会計の繰入は自治体の判断でできる、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁しているが、厚生労働省のこうした判断を町として確認してますか、についてであります。

厚生労働省の発言については承知しておりますが、市町村の国民健康保険特別会計は、原則として必要な支出を、国民健康保険に加入されている方々の保険税や保険料で賄い、単年度の収支を均衡させることが原則であると認識しております。

保険税や保険料全体を一律に引き下げ、これを町独自で税率を軽減し、その補てんを一般会計から繰入することは、一般会計及び国民健康保険特別会計の、財政健全化の観点からも慎重に行わなければならないものと考えております。

15項めは、均等割を外して、協会けんぽの保険料並みは、現在の国保税が半減する保険税で、町としても均等割の独自軽減を進めることが子育て支援でもあり、資産割・平等割を4方式から外し、高く払えない保険税を払える保険税にすることではありませんか、その所見についてであります。

現在の健康保険制度では、国民健康保険以外は会社側が保険料の半分を負担することになっており、協会けんぽと国民健康保険のあいだで格差が出ている要因の1つであると認識しております。

また、協会けんぽは、加入企業の従業員を対象としている職域保険の1つであり、自営業者や年金受給者など職域保険に加入していない地域住民を対象としている地域保険である国民健康保険とでは、保険制度全体の設計に違いがあることから、これを一自治体で同様に議論することは無理があるものと考えております。

そこで、現行の賦課方式を所得割のみとすることは、国民健康保険法施行令及び地方税法で示されている賦課方式に抵触すること、加えて本町の国保加入

者のうち、所得割が賦課されている割合は50.36%であり、これで医療給付費等に対応する保険税を確保するには、一部の加入者のみが大きな負担を負うことになります。

また、これまでの国民健康保険特別会計は、一般会計からの法定外繰り入れをしているにも関わらず、平成29年度末で17,800,120円の累積赤字を抱えており、その要因の1つが保険税の減少によるものであります。

こうした状況下において、所得割のみの賦課方式で国民健康保険特別会計を運営することは困難ではありますが、現行の税率が平成20年度より見直されていないことから、4方式の賦課方式のあり方も含め、総合的視点にたった税率改正が必要な時期に来ているものと考えております。

いずれにいたしましても、国民健康保険特別会計が持続的かつ安定的に運営できるよう努めてまいります。

## < 再 質 問 >

国保税の収納率が80%から90%台にあがってきているのは担当所管の努力によるものですが、4方式の賦課方式のあり方も含め、税率改正が必要な時期がきているとの判断は現状の国保から、町が見えてきたことです。

町で収納率を上げたくても現実には厳しく、全国知事会、全国市長会、町村会などを、定率国保負担を増額させるよう引き続き求めていくことが大切です。

岩内町の国庫の試算で、協会けんぽ並みで4人家族で221,400円。国保では434,600円です。これは、資産割、平等割を導入せずに、試算で出されたもので国保の半額です。

町は国保を自治体の判断で導入できることを考慮して、払いやすい国保に変えていくことが収納率を上げることに繋がります。

4方式を見直して、払える保険税に変えることを考えるべきではないですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

国民健康保険特別会計の運営につきましては、収納率の向上も大変重要ではありますが、会計の収支の均衡を図り、国保財政の運営を健全化することが優先されるべきものであり、こうしたことから、今後、4方式の賦課方式のあり方も含め、総合的視点にたった税率改正が必要と考えております。

## < 再々質問 >

協会けんぽでは、4人家族で221,400円、国保では434,600円です。

4方式の賦課方式のあり方を含め、総合的視点に立った税率の改正と、税率の改正を、早急に取り組むよう指摘しておきます。

※高く払えない国保税 「資産割」「平等割」「均等割」の廃止で安心して払える国保税にの再々質問については、指摘であるため、町長答弁はしていません。

### 3 平日の延長保育をなくし7時30分から18時を保育時間に 土曜日も半日から平日と同じ保育時間へ拡大し利用者ニーズに 応えよ

町は、町内3保育所のうち、東山・中央保育所の老朽化に伴いこの2保育所を用途廃止。新たな保育所を建設し、3保育所から2保育所になると第3回定例会で判断した。

前回の定例会質問で理事者は、今回の新たな保育所の整備は子育て環境を充実支援するもので出生数の減少抑制になると答えている。

子どもを保育所に預けて働きたいと願う父母が多くいる中で現在の保育所児童数は保育所定員数から見ると、東山38名、42%。中央39名、32.5%。西56名、62%。全体では利用率44.3%です。

特に条件的には町中で便利の良い中央保育所が120名の定員で3割。

全般的に子ども達が集まらない問題がどこにあると考えているのか。

この度の保育所の整備は、町の子育て支援をおこなう基幹的な保育所として、保護者の求める平日・土曜日における保育時間延長など様々なニーズにきめ細かく応えて行くものとしています。

岩内町の保育時間は、平日、午前8時から午後6時まで、土曜日、午前8時30分から12時45分まで。

岩内町延長保育実施要綱、第3条、延長保育の利用時間は、午後4時30分から午後6時までとする。

午後4時30分から午後6時まで1日当たり300円、5日×300円×4週間で6,000円と、保育料以外に延長保育料の持ち出しがかかることに。

平成27年4月1日から施行されていますが、この施行までの経緯は、どのような、どのような利用者要望からか。

近隣町村では保育時間に対して、保育標準時間認定に係る保育時間、午前8時から午後6時までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間、俱知安町。

保育標準時間、1日あたり11時間まで、寿都町。

保育時間、7時30分から18時30分、ニセコ町と、地域の状況に合わせて住民ニーズに応えようとしている。

他町村ではこうした時間帯で保育を実施しているが、町はこうした利用者要望があることを把握していなかったのか。

把握していたとしたら取り組め無い問題点や改善点はどこにあると考えるのか。

土曜日は午前8時30分から12時45分までとしているが、土曜も仕事がある職場では8時就労開始なら30分以上遅れて出勤となり利用しづらい時間設定です。

この時間帯へのシフトはどのようにして決まったのか。

住民ニーズに応えるべく土曜交流保育を中央保育所において実施しているが利用状況は。

土曜交流保育に登所しない3保育所の子どもたちの親は皆、職場は土曜日は休みの方達か。

各保育所毎の子ども達の親の土曜休日の勤務実態や土曜日の子ども達の生活実態はどのようになっているか、保育所を把握しているのか、保育所は把握してい

るのか。

近隣町村での土曜保育に対する状況は、保育所が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。保育所の開所時間は午前8時から午後6時まで、俱知安町。

保育時間、午前8時30分から午後5時まで。休所日は日曜日、余市町。

保育時間、7時30分から18時30分。休業日は日曜日。土曜日は協力保育、ニセコ町と、土曜日保育を1日おこなっている。

土曜日の保育利用者から改善要望は出てこないのか。

岩内町では他町村のように、こうした利用者ニーズに合っていない。

保育時間の設定が土曜保育利用者の増加につながらないのではないですか。

また、先に開かれた社会文教委員会では9月27日、岩内町子ども・子育て会議を開催。

10月31日から11月20日にかけて保護者アンケートを行い、保育所の整備、要望など74件のアンケートを回収したと報告しています。

回収率は55%台かと思われませんが、こうしたアンケートの中に平日の時間延長8時から18時、土曜日の平常保育8時から18時はニーズとしてでてきていますか。

町の保育所開所時間は午前8時ですが、岩内町の加工工場などは開始時間が8時ではありません。たとえ8時から始業するために8時前に子どもを保育所に連れて行かなければならず、また連絡事項や伝達事項など、すぐには引き渡しできずニセコのように7時30分開所などが必要になります。

多様なニーズに応えるためには、こうした検討も必要ですがいかがですか。

町は円山開発に力を入れ、リゾート開発の応援をしていますが、入り込みが多くなると施設などで働く需要も多くなり、俱知安、ニセコなどでは地元の若い人材が求められています。働く条件を整えるためには保育所は必要です。平常保育時間が8時から18時では実態に合っていない。

こうしたきめ細かい対応の検討と執行に向けての子育て会議や保護者懇談会・住民懇談会を行い、利用者が使い勝手の良い様々なニーズにきめ細かく応えて行く保育所にすべきだと思いますがいかがですか。

## 【答 弁】

### 町 長：

平日の延長保育をなくし7時30分から18時を保育時間に、土曜日も平日から平日と同じ保育時間へ拡大し利用者ニーズに応えよについて10項目のご質問であります。

1項めは、全般的に子ども達が集まらない問題がどこにあると考えているのかについてであります。

本町の0歳から5歳児の人口は、平成10年には、950人であったものが、平成30年では437人と、大幅に減少していることが、入所児童数減少の主な要因ではありますが、加えて、本町には、2つの私立幼稚園が開園しており、その中で保護者の方が働き方などにより、保育所と幼稚園を選択されているものと考えております。

2項めは、岩内町延長保育実施要綱で、保育料金以外に延長保育料の持ち出しがかかることに、平成27年4月1日から施行されていますが、この施行までの経緯はどのような利用者要望からかについてであります。

延長保育の導入につきましては、利用者要望もありますが、国が進めている子ども・子育て支援新制度の中で、保護者の就労時間等により、標準時間保育と短時間保育が定められており、短時間保育に認定された児童の保護者が、支給認定を受けた時限を超えて迎えに来る場合などには、保育時間を延長し利用できるよう、要綱を定めたものであります。

この場合の延長保育料は、基本的な保育料において、標準時間と短時間で料金に差を設けていること、また、延長保育の利用があくまで臨時的であることを踏まえ、利用する保護者に相応の負担を求めることとしたものであります。

3項めは、他町村では、こうした時間帯で保育を実施しているが、町はこうした利用者要望があることを把握できていなかったのか、把握していたとしたら、取り組めない問題点や改善点は、どこにあると考えるのかについてであります。

利用者要望の把握に係る、過去の記録につきましては、文書の保存年限上、すべては残っておりませんが、平成28年7月における、保育所の保護者を対象とした、保育時間に係るアンケート調査では、夕方の保育時間に関して、午後5時30分以降の迎え時間を希望する回答が、41件と最も多く、早朝の時間延長希望が3件、土曜交流保育の時間延長希望が2件でありました。

これを受け、平成29年4月施行の改正時に、最も要望が多かった、夕方の保育時間を30分延長し、午後6時までとしたところであります。

4項めは、この時間帯へのシフトは、どのようにして決まったのかについてであります。

中央保育所において実施しておりますが土曜交流保育につきましては、文書の保存年限上、過去の記録は残っておりませんので、開所時間の詳細な決定経緯については確認できません。

5項めは、住民ニーズに応えるべく、土曜交流保育を中央保育所において実施しているが、利用状況はについてであります。

土曜交流保育の利用状況につきましては、過去5年間における1日平均の利用人数でお答えいたしますが、平成25年が6.0人、平成26年が8.3人、平成27年が6.7人、平成28年が9.5人、平成29年が9.7人となっております。

6項めの、土曜交流保育に登所しない3保育所の子ども親は皆、職場は土曜日は休みの方達か、各保育所毎の子ども達の親の土曜休日の勤務実態や土曜日の子ども達の生活実態は、どのようになっているのかを保育所は把握しているのかについてと、7項めの、土曜日の保育利用者から改善要望は出てこないのか、保育時間の設定が土曜保育利用者の増加につながらないのではないですかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

土曜交流保育につきましては、利用を希望する保護者の申込みにより、保育の提供をおこなっていることから、土曜交流保育を利用していない保護者の勤務状況や、子ども達の生活実態については把握しておりません。

また、土曜交流保育に係る改善要望につきましては、保護者面談や母の会なども開催されておりますが、その中において具体的な要望などは出されておられません。

よって、現在の保育時間の設定が、土曜交流保育利用者の増加につながっていないか、そこまでの関連については確認できておりません。

8項めは、こうしたアンケートの中に、平日の時間延長、8時から18時、土曜日の平常保育、8時から18時は、ニーズとして出てきていますかについてであります。

この度のアンケート調査は、保育所の統廃合と合わせ、これからの子育て支援策について、保育所、幼稚園、子育て支援サークルの入所保護者などを対象におこなったものであり、アンケート内容も主に記述式でありましたが、74件のご意見・ご要望をいただいたところであります。

この中で、これからの保育所運営にどのような保育内容・サービスを要望されるか伺っており、平日の保育時間の延長が8件、土曜交流保育の時間延長が7件であったところであります。

9項めの多様なニーズに応えるためには、こうした検討も必要ですが、いかがですかと、10項めの、こうした、きめ細かい対応の検討と、執行に向けての子育て会議や保護者懇談会、住民懇談会を行い、利用者が使い勝手の良い、様々なニーズにきめ細かく応えていく保育所にすべきと思っておりますがいかがですかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

本町の平常の保育時間については、保育ニーズに即していない部分もあったことから、これまで、夕方の保育時間の延長を図ってきたところであります。

しかしながら、今回のアンケート調査結果では、始業時間の拡大を求める回答も3件あったことから、終業時間の延長も含め、新たな保育時間の設定の検討を要すると考えております。

また、女性活躍の推進や働き方の多様化、本町の産業形態など、保護者が求める保育ニーズと、公立保育所の役割も意識し、新たな保育所が、町の子育て支援を担っていく基幹的な保育所として、保護者の求める多様なニーズにも応えていくための検討を進めることとしております。

一方で、様々な保育ニーズに対応するためには、新たな保育士の確保も必要となること、これに合わせ、財政的な負担も増大するなどの課題も懸念されるところであります。

こうしたことから、今後の本町における公立保育所の役割、保育ニーズと、これに伴う人的・財政的負担等も含め、岩内町子ども・子育て会議や、保護者説明会などを開催する中で、より良い方向性を示していきたいと考えております。

## < 再 質 問 >

今後の本町における公立保育所の役割、ニーズなど、子育て会議や保護者説明会を開催して、より良い方向性を示していきたいと答弁しましたが、町は保護者の意見をよく聴いていくことが必要です。

説明会は、町の方針を説明するのであって、保護者の意見を聴くには、説明会ではなく懇談会を開いて、利用している人達、父母の声を聞くことが必要です。

町が説明会と言っているあいだは、真の意見や要望は出ないのではないですか。

土曜交流保育の時間延長が7件あったとのことですが、町は働く父母の利便性などを考える必要があります。

学童保育は土曜日、5時までおこなっています。学童で5時まで行き、保育所で12時45分では利用するニーズの前に使いづらく、ちぐはぐな子育て支援です。要望があるなら対応することが子育て支援ではありませんか。

保育所の勤務、保護者の勤務状況や子ども達の生活実態は把握していないとのことですが、保育所に入所申込みをするときに家庭調査をして申し込むことになっています。

町が知らないというのは不可解です。

保育を必要とする父母のきめ細かい対応が必要というなら、こうした申込みのときなど具体的に聞いていないのですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

保育所について3項目のご質問であります。

1項めは、町が説明会と言っているあいだは、真の意見や要望は出ないのではないかに、ついてであります。

現在、予定している保護者説明会は、これまで実施した、アンケート調査などを基に策定する保育所整備計画素案を参考に、意見交換するものであり、この中で具体的な延長・土曜・一時保育などの時間や、内容を協議するものであります。

2項めの、土曜交流保育の利用するニーズの前に、使いづらく、ちぐはぐな子育て支援です、要望があるなら、対応することが子育て支援ではありませんか、と、3項めの保育を必要とする父母のきめ細かい対応が必要というなら、こうした申込みのときなど具体的に聞いていないのですかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

土曜交流保育につきましては、入所申込時の書式におきまして、利用希望の曜日についての確認や、保護者の就労時間による、標準時間保育や短時間保育の確認をしておりますが、保護者の詳細な土曜日の就労状況を確認できる状況にありません。

また、保護者のニーズへの対応につきましては、今回、実施しましたアンケート結果も踏まえ、年明けに予定しております岩内町子ども・子育て会議や、保護者説明会に向けて、より良い方向性を示していきたいと考えております。

## < 再々質問 >

年明けに予定している会議や保護者説明会に向けて、より良い方向性を示していきたいと答えていますが、アンケート結果を踏まえ、土曜保育8時から5時など、保護者のニーズへの対応を丁寧に取り組み、より良い保育所運営を話し合いの中で取り入れるよう指摘しておきます。

※平日の延長保育をなくし7時30分から18時を保育時間に土曜日も半日から平日と同じ保育時間へ拡大し利用者ニーズに応えよの再々質問については、指摘であるため、町長答弁はしておりません。

#### 4 岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（案）、岩内町水資源保全条例（案）と観光振興について

平成30年度の町政執行方針では、スキー場を核としたリゾート開発については、リフトの改修整備を行うなど、IWANAI RESORTに対する支援を継続するほか、今後の開発計画に向けた協議・調整を進めていくとしていますが、先月11月8日のIWANAI RESORTの現在の進捗状況の説明では、1、2017年スキーシーズンの利用実績では、アジア富裕層の割合は1割に満たなかったと報告されています。1年目にして的外れの計画です。その原因はどこにあると岩内町は考えていますか。

2、キャットツアーをメインに取り組みられていましたが、岩内町民も1日料金65,000円ですか。リフトのシーズン券の価格は前年と同じですか。

3、リフト周辺の土地は町有地で、リフトを無償で貸し付けしている理由はなんですか。地代金は請求していますか。

岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例案では、都市計画法で定める特定用途制限地域を指定しようとするもので、自然共生地区の中にリゾート地区を設けています。

1、リゾート地区の中心は何処で、半径は約何キロを予定していますか。

2、リゾート地区では、遊戯施設・風俗施設、倉庫・工場などの用途制限をしようとしています。町や山の景観が損なわれないように看板の大きさやホテルの高さや外壁の色などの規制ができるように条例で定めておくべきではないですか。

岩内町水資源保全条例案では、水資源の保全に関し、町、町民等、事業者及び採取者の責任を明らかにすることで、町民の健康的で快適な生活環境を確保しようとしています。1、地域の指定については、岩内町環境審議会の意見を聴き、地域の確定はしていますか。

2、水源保護地域は、岩内町で該当する地域はどこですか。

3、水源涵養保全地域は、どのような地域が該当しますか。

第6リフトの上に新雪滑りコースを造ろうとしています。岩内町が同意した理由はなんですか。

1、春から秋まで岩内岳への登山を楽しまれる方々がありますが、過去にリフト設置のため、6合目までの登山道にルート変更などの影響が生じました。新しくスキーのコースが造られた場合、登山道への影響はありますか。

2、岩内町から見える岩内岳のスキーコースが占める面積の割合は増加しています。森林の伐採が原因で起きる水害や漁場への影響についての見解は。

3、山は海の恋人と言われています。観光振興にだけにとらわれず、バランスの取れた施策が求められています。町の考えはどこにありますか。

**【答 弁】**  
**町 長 :**

岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例案、岩内町水資源保全条例案と観光振興について、12項目のご質問であります。

1項めは、2017年スキーシーズンの利用実績では、アジア富裕層の割合は1割に満たなかったと報告されています、1年目にして的外れの計画です、その原因はどこにあると岩内町は考えているか、についてであります。

事業者であるユキカムイは、昨シーズンのスキー場運営前の顧客分析を、ニセコや後志にあるスキー場利用者の特徴や、北海道へ訪れる観光客の国別傾向などを主として行いました。

さらに、新たなシーズンに向けて、より顧客のニーズに応えられるよう、昨シーズンで得られたデータを数値・数量で表せるデータ、いわゆる定量的なデータと、数値・数量で表せないデータ、いわゆる定性的データに分けて分析し、運営方針を定めていると伺っており、町としても妥当な計画であると判断しております。

2項めは、キャットツアーをメインに取り組みれていたが、岩内町民も1日料金6万5千円ですか、リフトのシーズン券の価格は前年と同じですか、についてであります。

キャットツアーの料金につきましては、一律6万5千円の料金となっております。また、リフトのシーズン券につきましては、前年と同じ価格とのことであります。

3項めは、リフト周辺の土地は町有地で、リフトを無償で貸し付けしている理由は、地代金は請求していますか、についてであります。

リフトの無償貸し付けにつきましては、スキー場が民間資本による運営継承後においても、町民スキー場としての役割を担うことを大前提とし、さらには、スキー場施設が当地域における重要な観光施設であると同時に、レクリエーション・スポーツ活動の場であることに鑑み、町としての支援策の1つとして実施しているものであります。

なお、町有地の地代金につきましても、同様の理由で無償での貸し付けをおこなっております。

4項めは、岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例案に関する、リゾート地区の中心は何処で、半径は約何キロを予定していますか、についてであります。

現在、岩内都市計画区域内において、用途地域が定められていない、市街地の郊外地域について、好ましくない建築物が無秩序に建築されるなどの乱開発を防止するため、都市計画法に基づき、特定用途制限地域の都市計画決定に向け作業を進めております。

この中で設定するリゾート地区の場所については、町道円山循環線の東端を、おおよその中心として、南北約1.5キロメートル、東西約1.5キロメートルの、多角形なエリアを予定しております。

5項めは、リゾート地区では、遊戯施設・風俗施設、倉庫・工場などの用途制限をしようとしているが、町や山の景観が損なわれないように、看板の大きさや、ホテルの高さや外壁の色などの規制ができるように、条例で定めておくべきではないか、についてであります。

今回、設定しようとする条例は、建築基準法において、特定用途制限地域に

関する建築物等の用途制限の内容は地方公共団体の条例で定めると規定されていることから、設定しようとするものでありますが、その目的が、好ましくない建築物等が無秩序に建築されるなどの乱開発を、抑制することにあることから、当該条例による制限範囲を超える、看板の大きさや外壁の色の規制など、良好な都市景観の形成を目的とした、いわゆる景観条例については、分けて考えていく必要があると、認識しているところであります。

この景観条例の策定については、山岳景観や自然環境との調和、さらには、地域全体の秩序ある土地利用なども考慮して進めていかなければならないものと考えておりますので、他自治体での条例などを参考に、町としてどのような規制が適正か、その必要性も含め、国や道など各関係機関と十分な協議を進めていくなど、検討してまいりたいと考えております。

6項めの、岩内町水資源保全条例案に関する、地域の指定については、岩内町環境審議会の意見を聴き、地域の確定はしていますかと、7項めの、水源保護地域は、岩内町で該当する地域はどこですかと、8項めの、水源涵養保全地域は、どのような地域が該当しますか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

この度の、岩内町水資源保全条例案では、水源保護地域と水源涵養保全地域の2つの地域を指定することができるものとしておりますが、水源保護地域は、水道水又は公共の用に供されている水源を保全するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域としており、具体的には、岩内町内に数カ所ある、町水道や湧水の水源周辺を想定しております。

また、水源涵養保全地域は、森林等の水源を涵養する機能を維持するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域としており、具体的には、岩内町の市街地ではなく、比較的農地や山林が多い地域を想定しております。

なお、いずれの地域も、指定の手続きといたしましては、本条例の施行後、岩内町環境審議会の意見を聴いたうえで決定するものであり、現段階で具体的な地域の場所、範囲等が確定しているものではありません。

9項めは、第6リフトの上に新雪滑りコースを造ろうとしていますが、岩内町が同意した理由、についてであります。

現在、スキー場事業者においては、キャットツアーのエリアの拡大や、グレンデの安全性向上を目的に、第6リフトの上からグレンデの東側にかけて、新たに圧雪車の通路を計画しており、本年9月より、現地調査をおこなっているところであります。

町といたしましては、キャットツアーの強化や安全性向上など、事業運営の魅力向上を後押しすることで、リゾート開発全体の計画が、より推進されるものと期待しているところであります。

10項めは、過去にリフト設置のため、6合目までの登山道にルート変更などの影響が生じました、新しくスキーコースが造られた場合、登山道への影響はありますか、についてであります。

現在、計画されている新たな圧雪車の通路は、岩内岳の東側に位置しているため、西側の尾根沿いに位置する、登山道への影響はございません。

11項めの、岩内町から見える岩内岳のスキーコースが占める面積の割合は増加しています。森林の伐採が原因で起きる水害や漁場への影響についての見解と、12項めの、山は海の恋人と言われています、観光振興だけにとらわれず、バランスの取れた施策が求められています、町の考えはどこにありますか、

については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

町では、リゾート計画の立ち上げ段階から、外国資本を中心とした企業による町内の土地取得の状況や今後の進展を想定し、本定例会に上程した、岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例をはじめ、現在、検討中の岩内町水資源保全条例案や、岩内町土地環境保全条例案など、関係条例の整備に向けた検討を進めてきたところであり、当該区域内における良好な環境保全は、大変重要であると認識しております。

こうした秩序を確立していく中で、町にある観光資源の観点では、当該スキー場エリアは、北海道森林管理局により、国民の保健保養の場の提供および地元の振興に寄与することを目的としたレクリエーションの森地区として位置づけられている区域でもあり、スキーなどのレクリエーション活動の場として機能を有しているところでもあります。町といたしましては、今後も、各種法令遵守に加え、町としての条例整備も合わせた中で、自然環境に配慮した規制と、観光振興の両面に配慮しつつ、リゾート計画が推進していくよう、引き続き支援してまいります。

## < 再 質 問 >

町が無償で貸しているユキカムイのスキー場なので、町民への還元を考え、キャットスキーの1日料金を据え置くなど町民への配慮をしてスポーツの機会を減らさないようにすべきではありませんか。

1つ、自然環境に配慮した規制と観光振興の両面に配慮しつつ、リゾート計画が推進していくよう、引き続きユキカムイを支援してまいるとしてはいますが、他のスキーコースを休止して、キャットスキーのエリアの拡大をしていくことは観光振興へ重心を傾けていることにはなりませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例案、岩内町水資源保全条例案と観光振興について、2項目のご質問であります。

1項めは、町が無償で貸しているユキカムイのスキー場なので、町民への還元を考え、キャットスキーの1日料金を据え置くなど、町民への配慮をして、スポーツの機会を減らさないようにすべきではありませんか、についてであります。

町が、町有地及びリフトを無償で貸し付けしている理由は、町民スキー場としての役割を担うことを条件としており、具体的には、町民向けのリフト料金の設定をはじめ、スキー授業の受け入れや、スキー大会の開催など、従来より地域の方々が親しんできた利用方法を継承していくことを主としており、主に町外の方が利用されていたキャットツアーへの適用は想定しておりません。

2項めは、自然環境に配慮した規制と観光振興の両面に配慮しつつ、リゾート計画が推進していくよう引き続きユキカムイを支援してまいるとしてはいますが、他のスキーコースを休止して、キャットスキーのエリアの拡大をしていくことは、観光振興へ重心を傾けていることにはなりませんか、についてであります。

キャットスキーエリアの拡大は、従来のスキーコースを保ちながら、事業者として、魅力向上など経営努力をしているものであり、町といたしましては、自然環境に配慮した規制と、観光振興の両面に配慮しつつ、事業者に対しての支援を継続してまいります。

## < 再々質問 >

主に町外の方が利用していたとするキャットツアーを、町民割引でキャットツアーを楽しめるのであれば、より宣伝効果が増し、利用者の増大につながるのではないですか。

ユキカムイとキャットツアーの町民割引を交渉すべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

主に町外の方が利用していたとするキャットツアーを町民割引で楽しめるのであれば、より宣伝効果が増し、利用者の増大につながるのではないですか、ユキカムイとキャットツアーの町民割引を交渉すべきではありませんか、についてであります。

キャットツアーについては、事業者が描くブランディングなど、経営戦略があり、他とは違う顧客層をターゲットにしている計画であると伺っておりますので、事業者の意向を尊重しながら引き続き支援してまいります。

## 5 施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのか

平成30年度の教育行政執行方針では、小中一貫教育の導入に向けた取り組みなどを推進し、岩内町における教育の諸課題への方策として、義務教育学校の実現性について、協議・検討をおこなってまいりますとしていますが、1、現在、小学校2校の教育上の課題、中学校2校の教育上の課題の主なものは、それぞれどういうことが挙げられますか。

2、1で挙げた課題を施設一体型義務教育学校で解決できるとする理由は、具体的にどこにありますか。特に、急がれる不登校や中学生の数学の学力の底上げなどは施設一体型義務教育学校になれば解決するのですか。

義務教育学校の実現に向けて、岩内町学習環境推進計画検討委員会を今年6月4日に立ち上げ、月1回開き11月で6回目になりますが、1、21人で構成されていますが、どのような構成になっていますか。

2、3回目の検討委員会で、施設一体型義務教育学校と決めましたが、その経緯はどうでしたか。

3、児童・生徒を置き去りに、教育の理想やビジョンもなく、はじめに施設を決めることにしたのはなぜですか。

4、検討委員会では、700人程度の施設一体型義務教育学校の視察・研修を、十分な、研修をして、十分な検討ができるように、町は予算を組むべきではありませんか。

5、10月、11月では、建設候補地の選定、町としての方向性の確認となっていますが、今現在、それは決まっていますか。

岩内町は、各種小中学校で平成19年度から耐震工事を、平成23年度からは設備の改修工事などを約7億9千万円かけて行い、長寿命化計画は平成32年度までに策定するとしています。

1、今ある校舎で、今ある課題を、後志教育局などの支援を受けて解決すべきではないのですか。

2、義務教育学校は、平成28年4月に制度が創設されたばかりなので、それを実施している学校の視察・研修をして、今は十分な検討をするべきときではありませんか。失敗は児童生徒へ大きな負担となることが考えられ、許されないことです。

3、教育は100年以上の未来を見通した壮大な計画が必要です。岩内町のこれからをどのようにデザインするのかを考え、それを担う未来の大人をどのように育て、どのように育むのかが問われているのだと考えます。平成27年6月に学校教育法が改正され、その第38条で、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる、としています。今、現に、施設一体型義務教育学校を設置することが教育上有益かつ適切であると判断できるのですか。できるとするならばその理由はなんですか。

## 【答 弁】

### 教育長：

施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのかについてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

1 項めは、今現在、小学校 2 校の教育上の課題、中学校 2 校の教育上の課題の主なものはそれぞれどういうことが挙げられますか、についてであります。

本町における小学校及び中学校の、教育上の主な課題は共通しており、学力向上関係では、9 年間をとおした一連の流れで、統一した学習ができる学校体制の確立。

問題行動関係では、児童生徒の情報を教職員が共有し、その情報を最大限に活用できる学校体制の定着。

不登校関係では、家庭環境の改善や中一ギャップなどの解消に努めることのできる学校体制の構築。

特別支援学級関係では、9 年間継続した指導のもと、児童生徒に寄り添いながら指導できる教育環境の構築などの諸課題を抱えております。

2 項めは、1 項めで挙げた課題を、施設一体型義務教育学校で解決できるとする理由は、具体的にどこにありますか、特に、急がれる不登校や中学生の数学の学力の底上げなどは施設一体型義務教育学校になれば解決するのですかについてであります。

町における教育の諸課題を施設一体型義務教育学校で解決できるとする理由につきましても、先進地の成果などをもとに、町の教育の諸課題との関連性について、岩内町学習環境推進計画検討委員会で協議した内容となりますが、学力向上関係では、例えば、中学校の教職員が前期課程の児童に対して、専門性が高い授業を展開するなど、柔軟な教育カリキュラムを、最大限に活用した授業展開が可能となり学力の向上が期待できます。

問題行動関係では、児童生徒の情報をリアルタイムに教職員が共有し、その情報を最大限に活用することにより、問題行動の抑制や規範意識の向上が期待できます。

不登校関係では、進学の際、環境が変わらず教室が移動するだけのため、高学年になるにつれ発生する、生活リズムの変化などストレスの軽減が期待でき、これによって、中一ギャップなどの不登校の抑制が期待できるなど、町における教育の諸課題の解決及び抑制に期待できると考えております。

3 項めは、岩内町学習環境推進計画検討委員会は 21 人で構成されていますが、どのような構成になっていますかについてであります。

岩内町学習環境推進計画検討委員会の委員は、教育関係者のほか、PTA 会長や保護者の方などで構成されております。

4 項めは、3 回目の検討委員会で施設一体型義務教育学校と決めましたが、その経緯はどうでしたかについてであります。

検討委員会では、児童生徒が一貫した教育方針のもと、将来に向けた生きる力を育成するために有効な学校経営を小中一貫教育の推進と決定し、小中一貫教育に適合した、学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を、決定したところであります。

5 項めは、児童・生徒を置き去りに、教育の理想やビジョンもなく、はじめに施設を決めることにしたのはなぜですかについてであります。

検討委員会では、保護者や地域住民、学校関係者と行政が連携した中で、教

育効果を十分に発揮できる、教育環境とはどうあるべきかという観点から、町の教育の諸課題や小中一貫教育の関連性、北海道や町の教育方針など上位の方針を基準に設定した目指す子ども像や目指す学校像、目指す教師像、望まれる家庭像などをもとに、教育ビジョンの根底となる、学校経営基本構想案を作成したうえで、施設の形態などの協議を進めているところであり、児童生徒を置き去りにしているということではありません。

6項めは、検討委員会では、700人程度の施設一体型義務教育学校の視察・研修をして十分な検討ができるように、町は予算を組むべきではありませんかについてであります。

既に開校している先進学校の視察は、教育課程の円滑な導入や種々の課題を解消するための情報収集などを行うためには重要な事項であると認識しております。

こうしたことから、検討委員による視察については、関連する部署と協議を進めてまいりたいと考えております。

7項めは、10月、11月では、建設候補地の選定、町としての方向性の確認となっておりますが、今現在、それらは決まっていますかについてであります。

検討委員会としての候補地の選定につきましては、周辺の環境や通学対策、安全対策をはじめ、学べる環境に配慮した施設としての建設候補地を、総合的視点により選定することを基本方針として選定し、候補地に関する優先度を決定しております。

また、町の方向性につきましては、検討委員会としての確認事項ではございません。

8項めは、今ある校舎で、今ある課題を、後志教育局などの支援を受けて解決すべきではないですかについてであります。

教育委員会では、検討委員会で導入を推進するとの方針が決定した、施設一体型義務教育学校も含めた、既存の学校に関する長寿命化計画策定時の注意点や、今後の方向性、支援の有無について、北海道教育委員会及び後志教育局から、助言を受けております。

こうしたことから、今後につきましても、北海道教育委員会をはじめ、関連する機関などと連携を密にし、情報収集に努めてまいります。

9項めは、義務教育学校は、平成28年4月に創設されたばかりなので、それを実施している学校の視察・研修をして、今は十分な検討をすべき時ではありませんかについてであります。

施設一体型義務教育学校の導入は、児童生徒や学校の抱える課題の解決及び抑制を推進し、本町の児童生徒に則した、より良い教育環境の実現を図る事業であると同時に、町の将来、さらには、児童生徒の未来を大きく左右する重大な事業であるため、教育委員会といたしましては、検討委員会や保護者、教職員、町民の皆様などで実現する事業であると認識しております。

こうしたことから、平成31年度に策定を予定している、基本構想も含めた基本計画の策定及び先進地視察などを実施し、検討委員会及び今後設立を予定している様々な部会、関連する部署などと、あらゆる角度から協議・検討を進め、慎重に事業に取り組んでまいりたいと考えております。

**【答 弁】**

**町 長：**

施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのかについて、10項目のご質問であります。

10項目は、今現に、施設一体型義務教育学校を設置することが、教育上有益かつ適切であると判断できるのですか、できるとするならば、その理由は何ですか、についてであります。

義務教育学校については、現在、教育委員会において、教育の諸課題への方策として、その実現性について、協議・検討が進められ、町としても、その経過について、報告を受けているところであり、義務教育を施す点においては、選択肢の1つと認識しております。

今後、教育委員会においては、地域とともにある学校づくりの観点から、さらなる協議、検討が進められると伺っておりますが、町といたしましても、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など、関連する部局において、あらゆる角度からの検討が、必要と考えており、現段階において、義務教育学校の設置について、判断しておりません。

## < 再 質 問 >

町として現段階において、義務教育学校の設置を判断しておりませんと答弁していますが、6回目の岩内町学習環境推進計画検討委員会においては施設一体型義務教育学校の施設設置の土地の優先度を決定としています。

この委員会では子ども像、教師像や家庭像の議論もこれからで、もっぱら今後の基本構想、基本計画を立てるとしています。

昨年、西小と二中でおこなった小中一貫教育の事業の児童、生徒や教師の意見を反映された基本構想・基本計画になっているのか。

基本的には、学校は児童生徒が主人公です。児童心理の、心理学の専門家の意見なども十分取り入れた児童生徒の視点を重要視すべきではありませんか。

**【答 弁】**

**教育長：**

施設一体型義務教育学校は諸課題解決の方策になるのかについて、2項目の質問であります。

小中一貫教育の事業の児童・生徒や教師の意見を反映された基本構想・基本計画になっているのかと、児童心理学の専門家の意見なども十分取り入れた児童・生徒の視点を重要視すべきではありませんかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

基本構想を含めた基本計画については、平成31年度の実施を目指していることから、今後、検討委員会や設立を予定している様々な部会、地域住民、保護者などと情報や方向性などを共有する中で、あらゆる見地から総合的に協議・検討を進めて慎重に事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、検討委員会や部会には、児童生徒のことを熟知している教職員が委員としていることから、専門家などの意見は現在のところは必要がないものと考えております。

## < 再々質問 >

6回開かれた町の学習環境推進計画検討委員会は教育委員会主導で施設を最優先させています。

これから、教育課程部会、施設整備部会を教職員でつくることになっていますが、はじめに建物ありきで、基本的なことが欠落した委員会であり、あり方を見直すべきではありませんか。

**【答 弁】**

**教育長：**

岩内町学習環境推進計画検討委員会のあり方を検討すべきではありませんかについてであります。

ご質問にございます施設整備部会につきましては、施設の備品を検討する部会であり、建物に関連する部会ではありません。

したがいまして、検討委員会で検討している内容については、基本的なことが欠落しているということはないことから、検討委員会を見直す必要はないものと考えております。